

令和4年度 第1回 奈良県障害者施策推進協議会

日時：令和4年11月18日（金） 10:00～11:30

場所：奈良県文化会館 1階 第3会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - ① 障害者施策の推進に関する条例について
- 3 その他
- 4 閉会

【出席者】

《出席委員》

八木会長、浦西委員、式部委員、野村委員、岸元委員、村上委員、前田委員、藤本委員、中村委員、田ノ岡委員、西村委員、岡野委員

《事務局》

筒井福祉医療部長

障害福祉課：森本課長、今出課長補佐、森課長補佐、上西係長、高塚係長、下川係長、
須和係長、増田主事

地域福祉課：竹本主任調整員

長寿・福祉人材確保対策課：田中課長

疾病対策課：小島課長

特別支援教育推進室：岡田室長

雇用政策課：畑澤課長

【議事録】

（筒井部長）挨拶

（今出課長補佐）資料確認、委員紹介

（八木会長）事務局に対し、議題①について説明を求める。

（森課長補佐）議題①について説明

(八木会長) 委員に対し、意見を求める。

(野村委員) 切れ目のない支援についての条例をつくることは、意義があると思う。伴走型支援者とは社会福祉専門職を想定しているのか。地域住民も含めた者なのか。

(森課長補佐) 社会福祉専門職を想定しており、現行制度においても伴走型支援はなされていると考えている。障害者雇用・就労の分野でのつながり続ける支援も大切である。

(野村委員) 障害のある人の顕在化していないニーズを把握するためには、地域住民まで含めた条例にすることも検討いただきたい。

(八木会長) 障害者の就労に関する話題があったが、岡野委員に意見を伺いたい。

(岡野委員) 障害があると診断された方は支援に繋がっているが、診断されていない方や、グレーゾーンの方は、支援に繋がりにくい状況があるのではないかと。

(八木会長) 他、意見はないか。

(岸元委員) 条例の内容は素晴らしい。私(岸元委員)は社会参加推進センター所長の職務も担っているが、年々補助金が減らされている。まずは補助金の確保に尽力いただきたい。

(八木会長) 個別の事案については、別途事務局に相談されたい。

(西村委員) この条例については、涙が出るほど嬉しい内容であった。家族を含めた支援とは具体的にどのような体制で行うのか。

(森課長補佐) 家族も含めた支援体制の具体的な運用については、現時点で把握できていない部分もある。当事者及び家族と積極的に意見交換し、より良い支援を行えるよう、取組を進めていきたい。

(西村委員) どのような場で意見交換すれば良いのか。要望の場合か。

(森課長補佐) 何かあれば、当課に言ってもらえれば良い。

(八木会長) 事務局の説明の通り、具体的な運用については未定だ。個別具体的な意見については、別の場でお話しいただきたい。障害者権利条約でも「私たちのことは私たち抜きで決めないで」とされている。当事者の声無くして、条例が施行されることはないだろう。個別具体的な意見については、別の場で、事務局に対して積極的に行ってほしい。

(田ノ岡委員) 生涯にわたって繋がり続ける支援というのは素晴らしいと思う。そうになると、65歳問題が発生する。市町村によって格差がある現状があるが、格差がなくなるように対応いただきたい。また、障害福祉サービスに繋がっていない方をどのように把握していくのか。

(森課長補佐) 介護保険制度への移行については、本人の思いを聞き取って、市町村にしっかりと判断いただけるようにしていきたい。障害福祉サービスに繋がっていない方については、本人の申告や周りが気付くことが大切である。そのための相談窓口の周知や地域の方も気付いてもらえるような取組などを行っていきたい。

(村上委員) 伴走型支援は障害者計画に記載されていない。これから、問題解決型ではない支援体制を構築していくのか。また、伴走型支援の説明資料が難しい。パブリックコメント前の関係団体への説明会が必要と思うが如何か。

(森課長補佐) 現計画においても「切れ目のない支援」との文言で、伴走型支援を表現している。関係団体への説明会は、現時点で予定していないが、これから検討したい。

(村上委員) 障害者計画の改定時は関係団体への説明会が行われていた。同じように説明会を開催して欲しい。

(森本課長) 皆様の意見を条例に取り入れることは大切である。説明会を行うのか、個別に各団体にお話を伺うのかは、検討させていただく。

(前田委員) 支援が繋がっている方も、そうでない方もおられる。そういう意味では掘り起こしが必要不可欠である。それを奈良県障害者総合支援センターが担うということだが、センターは新しく設置するのか。仮に県でセンターを設置しても、地域の窓口が大切ではないか。また、生涯にわたって困りごとやニーズを解決するためには、福祉の奈良モデル条例との相関も重要ではないか。

(森本課長) 奈良県障害者総合支援センターは田原本町に既に設置されている。困っている方を誰も取り残さない、福祉の奈良モデル条例を基本に、障害のある人特有の課題等を本条例で解決していきたい。

(八木会長) 市町村や関係機関の本条例に対する反応は如何か。

(森本課長) 市町村や関係機関へ意見を求める段階には至っていない。

(八木会長) 障害のある人当事者や家族にとって大変重要な条例である。市町村や関係機関の意見も踏まえて、慎重に対応されたい。

(中村委員) 条例の制定は、障害者権利条約の国連勧告に基づき、施設入所の重心児者についても地域移行を進めるという内容か。また、重症心身障害児者の場合、自身で意思を示せないケースの方が多い。その状況下で、「自らの意思に基づいて生き方を決定」というのには違和感を抱く。併せて、家族への寄り添いだけでなく、医療現場の状況把握もお願いしたい。

(森本課長) 今回の条例は障害者権利条約の国連勧告と関連するものではなく、重心児者が施設入所するのか、地域移行するのかは、まずはご本人等がどうしたいのかという視点が大切だと考えている。「自らの意思に基づいて生き方を決定」との表現は、我々も悩んだところ。重症心身障害児者が、自らの意思を表すのは難しいが、表情や動きといった事実の一つ一つの積み重ねを元に、伴走型支援者や家族がそれらを反映して、本人の人生を選択することが大事であると考えている。何もかも自分で決定するというだけでなく、必要に応じて他者の支援も受けながら、多くの選択肢の中から自らの心地よい生き方が選択されていくことも含めて意思決定と捉えている。

(中村委員) 了解した。

(式部委員) 県の発達障害に関する事業に関わる機会が多いが、ペアレントメンターカフェといった、相談できる場を創出することにも取り組んでいる。実際、インターネットで検索はしても、実際に地域の相談窓口に行く人は少ない。そうした相談の場を地域に作っていくことが大切ではないか。

(森本課長) 発達障害に限らず、地域で孤立させないことが大切である。そのような場

を共有することは、大切にしていきたいと思います。

（藤本委員）条例の内容は納得できる。親の立場からすれば、親亡き後のこどものことが心配である。ニーズに応じた支援として、地域の資源や人材などの環境整備の充実が何よりも重要であると考えている。

（森本課長）地域資源・人材の不足は理解している。障害者計画にも記載の通り、取組を進めていきたいと思います。

（中村委員）条例は施行後の具体化が大切である。市町村間の格差・バラツキはなんとかならないか。

（森本課長）本条例の具体化には、市町村の協力が必要不可欠である。市町村と協力しながら、市町村域や圏域で取組を進めたい。

（八木会長）この条例の具体化には、市町村や関係機関も含めた皆が、合力で進めていくことが大前提となる。

（村上委員）この条例は奈良県独自条例か。

（森本課長）その通りだ。

（村上委員）スケジュールが拙速すぎないか。

（森本課長）本日欠席の視覚障害に係る団体含めた当事者団体の意見も伺いながら、本事業を進めていきたい。

（野村委員）伴走型支援者以外の地域住民のサポートも必要不可欠である。地域住民の意識を変容させる必要もあると思うがどうか。

（森本課長）困っている人を誰一人取り残さず、地域で支えるという、福祉の奈良モデルの考え方であると思う。先行する福祉の奈良モデル条例に委ねるのか、新たな障害福祉の条例でも規定するのは検討したい。

(浦西委員) 高齢化が進む中、障害福祉についても支える側の減少が想定される。だからこそ、野村委員の言う地域住民は大切なファクターであり、条例の中で触れてもよいと思う。

(八木会長) 現在の我々を取り巻く環境は大きく変わってきた。核家族化や単身世帯のも増加しており、生活が個人化しており、自分のことは自分でという物差しが日常生活の至るところに、現象として強く現れている。それが、困っている人がいても、知らない人には声をかけないといった状況にも繋がっている。だからこそ、従来の問題解決型では対処しきれない事案も増えている。それらに対応するために、困っている人に寄り添う伴走型支援という言葉が出てきたと理解している。人々の触れ合いが減少する世の中であるからこそ、条例で行政があるべき姿を高らかに示すことに大きな意義がある。ただ、条例にも不十分な部分はでてくるだろう。その部分を改善するために事務局にお願いだけするのではなく、より良くするための具体的な提案を、我々がしていなければならない。また、そうした活動を積極的に行っていただきたい。

今までの福祉関係条例等で具体的な内容を謳ったものがあるかと思う。例えば、住みよい福祉のまちづくり条例やおもいやり駐車場制度だ。それらの条例等を作成した当時の対象者と現状が必ずしも一致していないようにも思う。これを機に関係部局と連携して、過去に制定した福祉分野の条例等のそぐわない点について整合性を持たせれば良いかと思う。障害者権利条約について日本に対して勧告が行われたが、法律制度が人権モデルになっていないことに対し指摘があった。日常生活においても、自助に重きを置かれ合理的配慮が欠けている場面があり、臨機応変に対応するということが不十分に感じる。

本日の審議はここまでとする。

(今出課長補佐) 様々なご意見をいただきありがたい。

以上をもって今回の施策推進協議会を閉会する。